

令和5年(フ)第1000号

決 定

山形県酒田市新橋二丁目26番地の20

破産者 株式会社チェンジ・ザ・ワールド

主 文

本件破産手続を終結する。

理 由

破産管財人が配当を終わり、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

令和8年5月19日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 杜 下 弘 記

裁判官 小 西 慶 一

裁判官 長 岡 慶

これは正本である。

令和8年5月19日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 船 橋 寿 之

